

福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年4月21日)

【 件 名 】

- 1 社会福祉法人「やす」に対する改善措置命令の現況について
(行政観察・法人指導課、福祉保健課、長寿社会課)・・・1

総務部・福祉保健部

社会福祉法人「やず」に対する改善措置命令の現況について

行政監察・法人指導課
長 寿 社 会 課
平成 26 年 4 月 21 日

【概 要】

- 平成 26 年 2 月 17 日付けで八頭町に対する介護基盤緊急整備事業補助金の交付決定の一部（127,750 千円のうち 26,250 千円（改善命令で指摘した金額全額））を取消し、2 月 25 日付けで返還金を受領。
- 県としては、複数の補助金を活用した補助事業を実施する場合の情報共有の徹底、事業計画（報告）書の様式変更等を行うよう、2 月 27 日付けで関係通知を見直したところ。今後、補助金交付事務の適正化を図り、再発防止に取り組む。

1 補助金不適正受給の再発防止の取組

補助対象外の備品に補助金が充当されたことで、町を通じて法人に補助金を返還させたことは、結果として県民の皆様の信頼に応える業務を行うことができなかったものであり、真摯に反省する。

本件を反省し、平成 26 年 2 月 27 日付けで以下のとおり関係通知を見直し、二度とこのような事案を生じることがないように再発防止に取り組む。

(1) 情報共有の徹底

複数の補助金を活用して補助事業が実施される場合は、補助金を所管する所属（組織）間の情報共有を図り、重複補助とならないこと等の点検を行う。

(2) 事業計画（報告）書の様式変更

複数の補助金が活用されることが把握できるよう、申請書等で提出を求める事業計画（報告）書の様式に、他の補助金の活用の有無について記載する欄を設け、他の補助金が活用される場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）の記載を求める。

(3) 間接補助事業における完了検査の県による立会い

市町村等が補助事業者で社会福祉法人が間接補助事業者となり、複数の補助金を活用して実施される建設工事に係る補助金等については、当面の間、補助事業者が実施する完了検査に県も立会う。

(4) 補助事業者等への適切な助言指導等

補助金等交付事務に際しては、補助事業者等に対し、補助制度の内容や補助事業遂行にあたって必要となる事務手続き等について丁寧な助言指導を行い、補助制度についての理解を深めていただくよう努める。

また、市町村等が補助事業者となる間接補助事業で、複数の補助金を活用して実施される建設工事については、当面の間、実績報告を受領した後、県は補助事業者である市町村等に対する現地調査を行い、適正な事務処理の遂行がなされているか確認を行う。

2 その他（継続指導中の案件）

改善措置命令を行った不適正事案のうち、特に、関連会社との土地賃借料と関連会社への食材加工代支出についての改善状況は十分とはいいがたく、県の見解と法人の主張が相違しており、現在も継続して指導中。

(1) 関連会社甲との土地の賃貸借

ア 法人の取組み状況

不動産鑑定士に鑑定を依頼して賃借料を見直した結果、平成 25 年 11 月 1 日より 30%減額して月額 20 万円から月額 14 万円とした。

イ 県の指導状況

利用予定のない建物の価格と必要経費（減価償却費等）が積算に含まれている賃借料は不自然であり、土地（地代）のみを基準にして賃借料を算定するよう指導しているところ。

(2) 関連会社丙への食材加工代金支出

ア 法人の取組み状況

加工不能なものにも加工料が支払われていた実態を確認し、関連会社丙及び丙との「覚書」を結んだ法人の元専務理事らに対し損害賠償請求をすることとした。

○法人の損害賠償請求の考え方

加工代金支払済額(A) - 法人が負担すべき金額(実際の加工代金・事務手数料分)(B) = 損害賠償請求予定額(C)

イ 県の指導状況

法人の損害賠償請求の考え方そのものの是非について検討するとともに、(B)の額が合理的で妥当なものかどうか、現在、関連会社丙の業務実態を確認しているところ。

参考1 (現在までの指導状況)

年月日	概 要
平成 26 年 1 月 15 日	改善報告及び再報告に対する評価、疑問点について個別に説明、指導。
3 月 3 日	土地の賃貸借契約について、法的にも確認を要する事項が多いことから、法人の主張と県の見解を相互に再確認。(法人側の弁護士と県側の弁護士 2 名同席)
3 月 5 日	食材加工の実態解明の状況、損害賠償請求額等の法人の考え方について確認。
4 月 7 日	食材の加工実態について、法人の厨房作業を確認するとともに、関連会社丙の業務内容を現地確認。

参考2 (現在までの改善状況)

事 項	主な改善命令事項	法人の改善状況	県の評価
1 理事長及びその親族の関連会社甲との高額な土地賃貸借契約の締結	①著しく高額な賃借料の金額を見直すなど適正かつ妥当な契約内容に改めること。 ②法的な措置も含めて損害を回収する方策を検討すること。	・不動産鑑定結果を受けて月額賃借料を月額 20 万円から 30%減額して月額 14 万円とした。	○継続指導中
2 理事長及びその親族の関連会社丙への不適正な食材加工代金の支出	実態のない加工料の支払いなど法人に損害が発生しているため法的な措置も含めて損害を回収する方策を検討すること。	・加工不可能なものにも加工料が支払われていたので損害を回収する。	○継続指導中
3 施設整備補助金の補助対象外経費への充当	各関係機関と協議を行い、適切な対応を図ること。	・補助金全額(26,250 千円)を返還した。(平成 26 年 2 月 25 日)	○改善済
4 経理区分間の貸付金の未清算	経理区分間貸付金の早期清算を図ること。	・繰入れを行いながら、会計ルールに基づいて計画的に清算していく。	○概ね改善 今後、引き続き、清算の状況を確認していく。
5 支出根拠が不明で不透明な現金支出等	不適正な現金支出及び用途の不明なタクシーチケットの利用については、その回収を図ること。	・不適正な現金支出を回収した。 ・理事長利用の用途不明なタクシーチケットの代金を回収した。	○改善済
6 総括	不適切な法人運営に至った責任の所在を明確にすること。	・理事長は責任をとり 8 か月間、報酬を 30%減額。 ・理事長は改善の促進と適正な法人運営の早期実現のため続投するが、目途が見えたら出处進退を検討。 ・副理事長、常務理事は辞任。	○継続指導中 1, 2 について継続指導中であり、役職員の責任の明確化まで至っていない。